

# 申告書の受け付けが始まります 忘れずに提出を！

## 2月16日(金)～3月15日(木)

所得税の確定申告と市民税・都民税の申告の受け付けが始まります。窓口での受け付けは、2月16日(金)～3月15日(木)の間です。所得税の確定申告は税務署で、市民税・都民税の申告は市役所で受け付けます。各会場とも車での来場は遠慮ください。

なお、申告は郵送でもお受けします。申告書を郵送する方で、控えが必要な方は、ボールペンや万年筆で記載の上、切手を張った返信用の封筒を同封してください。

### 所得税の確定申告

#### 申告と相談は東村山税務署へ

〒189-8555、東村山市本町1-20-22、  
☎042-394-6811

申告書は自分で書いて  
早めに提出を

借入金等特別控除などの適用を受けることができる方、また、年の途中で退職したため年末調整を受けることができなかった方などは、源泉徴収税額の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

【ご注意】2月18日・25日の日曜日は、電話での相談、国税の領収、納税証明の発行は行っていません

サラリーマンで還付  
申告をされる方へ

給与所得者で雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅

### 申告を行う際のお願い

市役所でお受けできる確定申告は、市役所・各会場とも次のものに限らせていただきます。

提出のみの方 = 内容が記入されていて、お預かりするだけのもの

簡易な申告の方 = 給与や公的年金のみの収入の方 前記に該当し、医療費控除や寄付金控除のある方

なお、簡易な申告の方で、市役所に来庁される場合には、あらかじめ確定申告書の住所、氏名、扶養控除、所得金額欄など分かる項目は記載し、筆記具・計算機をご持参ください。

市役所では、確定申告書(簡易なもの)の記載方法などについて疑問等がある方に書き方のアドバイスを行います。確定申告書はご自身で作成していただきます。

【ご注意】市民税・都民税の申告では、所得税の還付は受けられません。還付の申告をされる方は東村山税務署へ申告をしてください

### 市民税・都民税の申告 申告と相談は 市役所課税課市民税係へ

詳しくは同係(内線23333)2337、土曜・日曜日、祝日はお休みです)

申告に必要なもの

- 申告書 源泉徴収票・収入証明書など前年中の収入金額の分かる書類 社会保険料・生命保険料・損害保険料・医療費等の各控除を受ける場合

ご注意ください  
税務署は、土曜・日曜日、祝日はお休みです。ただし、2月18日と25日の日曜日に限り、午前9時～正午と午後1時～5時に、東村山税務署で確定申告書作成の相談と申告書の受け付けを行います。この2日間は混雑が予想されます。あらかじめご了承ください。

国税庁のホームページで  
確定申告などの作成(検算)が  
できます！  
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成(入力)し、プリントアウトした確定申告書は、そのまま税務署に提出することができます。なお、株式等の譲渡所得のある方は、同コーナーで確定申告書を作成することができますが、土地・建物等の譲渡所得のある方など、ご利用できない場合がありますのでご注意ください。  
所得税の確定申告書の決算書、収支内訳書、消費税の確定申告書も作成可能です。  
国税庁のホームページ  
http://www.nta.go.jp

### 市民税・都民税の 算出方法が変更になります

地方税法などの改正に伴い、19年度から市民税・都民税の算出方法が変更になります。

個人住民税所得割の10%比例税率化  
所得割から個人住民税への税源移譲の実施により、個人住民税は所得割10%比例税率化が導入されます。所得割算

出税額の計算式は次の通りです。  
所得割算出税額 = 課税標準額 × 10% (市民税6%、4%)  
調整控除(分離課税のある方、税額控除のある方は算出方法が異なります)  
個人住民税所得割の比例税率化に伴い、山林所得の五分五乗規定と平均課税の規定

### 定率減税の廃止

18年度までは、個人住民税「所得割」額の7.5%相当額を控除(2万円を限度)していましたが、19年度からは廃止となります。

税源移譲、定率減税廃止に伴い公的年金等の収入がある方のモデルケースは下表を参照してください。

詳しくは課税課市民税係(内線23333)2337へ。

### 負担増の理由

18年 年齢65歳以上の方のうち、前年の合計所得金額125万円以下の非課税化が廃止となったため。ただし、経過措置があります  
老年者控除の廃止  
年金控除額の変更  
定率減税の縮減(控除率が15%から7.5%に。控除限度額が4万円から2万円に)

19年 定率減税の廃止  
税源移譲により、1月から(年金受給者は2月)所得税の源泉徴収額が減る方は、6月から住民税が増えることとなります

左表におけるモデルケースは、一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。また、概算であり、実際には収入や控除額により変わります

### 住民税・所得税の変更(税源移譲・定率減税廃止による変更)

#### 公的年金等の収入がある場合(モデルケース)

<70歳独身>

年金収入200万円の場合			
区分	17年	18年	19年
住民税均等割	非課税	1,300円	2,600円
住民税所得割	非課税	5,400円	22,000円
所得税	24,500円	27,600円	15,300円
合計	24,500円	34,300円	39,900円
負担増(住民税+所得税)		9,800円	5,600円

  

年金収入300万円の場合			
区分	17年	18年	19年
住民税均等割	4,000円	4,000円	4,000円
住民税所得割	23,200円	60,600円	128,900円
所得税	101,200円	113,800円	63,200円
合計	128,400円	178,400円	196,100円
負担増(住民税+所得税)		50,000円	17,700円

<70歳配偶者あり>

年金収入200万円の場合			
区分	17年	18年	19年
住民税均等割	非課税	非課税	非課税
住民税所得割	非課税	非課税	非課税
所得税	非課税	非課税	非課税
合計	非課税	非課税	非課税
負担増(住民税+所得税)		0円	0円

  

年金収入300万円の場合			
区分	17年	18年	19年
住民税均等割	4,000円	4,000円	4,000円
住民税所得割	8,000円	44,400円	91,000円
所得税	68,800円	77,400円	43,000円
合計	80,800円	125,800円	138,000円
負担増(住民税+所得税)		45,000円	12,200円